民間老朽住宅建替支援事業　よくあるご質問（FAQ）

1. 補助要件に関すること

Q1-1　他の補助制度（こどもみらい住宅支援事業や ZEH 補助事業等）との併用は可能ですか。

A1-1　補助対象項目が重複しない場合、補助制度の併用が可能です。ご検討いただいている補助制度により扱いが異なりますので、ご利用検討時に窓口にてご相談ください。

Q1-2　現在、土地・建物を個人名義で所有しておりますが、建替事業を行うにあたり、不動産管理法人を設立してその名義としたいのですが、申請できますか。

A1-2　申請できるのは、建替事業を行う計画敷地上の土地や建物に関する何らかの権利（所有権、地上権等）を持っていることが必要となりますので、法人設立後に権利移転等を行った後でないと申請はできません。

Q1-3　建替にあたり、現在の入居者に退去していただく必要があるのですが、立ち退き、転居費用といったものに対する補助はありますか。

A1-3　現在の入居者の退去に要する費用に対する補助は行っておりません。なお、重点対策地区において老朽住宅の除却や建替え等を実施する場合に、お住まいの方の移転先として、生野区南部地区整備事業において建設した再開発住宅を活用することができます。

Q1-5　新築する集合住宅において、利用状況に応じて、駐車場の一部についてカーシェアリング等で転用することを検討しているが、その場合でも補助申請することは可能ですか。

A1-5　カーシェアリング等での利用形態にすることは可能ですが、その場合は共同施設整備の補助対象から駐車場整備の項目を除外していただくことになります（あくまでも入居者用の駐車区画整備への補助であるため）。

Q1-6　建替えて、民泊事業を行うことを検討しておりますが、その場合でも補助を受けることは可能ですか。

A1-6　居住を目的とした賃貸住宅への建替に対する補助制度ですので、民泊事業を目的とした建替に対して、補助を受けることはできません。

2. 手続きに関すること

Q2-1　補助事業者というのは誰のことですか。施工業者のことですか。

A2-1　補助事業を行い、補助金の交付を受けようとする土地や建物の所有者等になります。

Q2-2　補助金は誰がもらえるのですか。

A2-2　補助事業者名義の口座に振込入金となります。

Q2-3　申請から交付決定まで、期間はどれくらいですか。

A2-3　申請を受け付けてから30日以内（申請書の不備等で修正が必要となった場合、修正に要する日数は除きます）に、交付決定を行います。

Q2-4　全体的なスケジュールで気を付けることはありますか。

A2-4　設計、解体については年度をまたぐ（例：2月に着手して5月に完了する）ということが制度上できませんので、当初よりそれを踏まえたスケジュール設定が必要となります。

Q2-5　補助金はいつ受け取れますか。

A2-5　設計や解体等、該当する補助事業が完了し、補助事業者から設計者や施工業者へお支払いを済まされた後、領収書と必要書類を添付のうえ完了報告を大阪市に提出してください。完了報告の内容を審査し、確認が終わりましたら、額の確定を行います。額の確定の通知を受けられましたら、補助金の請求を行ってください。請求を受け付けてから30日以内（請求書の不備等で修正が必要となった場合、修正に要する日数は除きます）に、ご指定の口座へ補助金をお振り込みいたします。

Q2-6　補助事業者の住所を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。

A2-6　建替事業計画変更等承認申請書（様式 2-3）に変更する内容を記入し、その内容が確認できる書類（運転免許証の写し、住民票の写し等）を添付のうえ提出してください。

Q2-7　補助事業者の法人代表を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。

A2-7　建替事業計画変更等承認申請書（様式 2-3）に変更する内容を記入し、その内容が確認できる公の書類（商業登記簿謄本等）を添付のうえ提出してください。

Q2-8　申請様式に押印は必要ですか。

A2-8　承諾書（様式 1-6・1-8）以外は不要です。

Q2-9 補助金交付決定通知後に見積金額が変わった場合は、どうしたらいいですか。

A2-9 まずは、変更後の金額の内訳書を確認させていただきます。
補助金額の変更が生じる場合は、建替事業計画変更等承認申請書(様式 2-3)及び補助金交付変更承認申請書(様式 6-3)を提出して頂く必要があります。

Q2-10 金銭面で、何か留意しておくことはありますか。

A2-10 設計や解体等、順次完了したものについては、領収書を添付して実績報告をご提出いただくことになりますので、決済方法やそのタイミング等といった資金繰りを当初より考慮しておく必要があります。

Q2-11 補助事業途中で、何らかの事情により事業を取りやめた場合はどうなりますか。

A2-11 補助事業廃止の手続きをしていただくとともに、それまでに何らかの項目について、既に補助金の一部を受領されている場合は、返還いただくことになります。